

安心・信頼の医療の確保に向けて ～大阪府保健医療計画の改訂にあたって～

大阪府では、「住む人が安心できる大阪」をめざして、昭和 63（1988）年に初めて保健医療計画を策定して以来、数回にわたる改訂を重ね、地域における保健医療提供体制の確保に努めてまいりました。

一方、わが国の保健医療を取り巻く環境は、高齢化の進行や慢性疾患中心への疾病構造の変化、医療技術の高度化や住民の価値観の多様化など、大きく構造が変化しています。こうした中、医療計画においては、平成 18 年の医療法改正をふまえ、がんや脳卒中などの生活習慣病や救急医療や周産期医療、小児医療等において医療連携体制を構築し、地域における効果的な医療提供体制を確立することにより、府民の安全・安心のセーフティネットの整備をめざしているところです。

今回の計画改訂においては、急速な高齢化や疾病構造の変化に対応すべく、精神疾患及び在宅医療についての医療連携体制の構築等についても示すとともに、PDCAサイクルを機能させ、計画の一層の実効性確保をめざしていくこととしました。

この計画のもと、府・市町村・関係団体や医師をはじめとする保健医療関係者がそれぞれの役割を果たし、府民のニーズを満たす保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立に向けた取組みを着実に推進してまいります。

最後に、今回の計画策定にあたりまして、市町村や医師会等医療関係者などで構成されています各二次医療圏の保健医療協議会をはじめ、大阪府医療審議会や関係機関・団体の皆様には、真摯にご議論いただき、貴重なご意見を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

また、これまでと同様、本計画の推進に向け、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

平成 25 年 4 月

大阪府知事 松井 一郎